

児童手当・特例給付認定請求書の書き方

- ① 認定請求書を提出する日を記入してください。
 - ② 氏名欄に署名・押印（スタンプ印不可）してください。※原則、児童の父母のうちで生計の中心者の氏名を記入してください。
 - ③ 住民票上の住所（方書き含む）・電話番号を記入してください。また、本年（1月から5月までの月分については前年）1月1日に他の市町村（特別区を含む）に住所を有していた場合は、当該住所を記入してください。
 - ④ 請求者の性別、生年月日を記入してください。
 - ⑤ 請求者の職業（会社員、自営業等）、勤務先名を記入してください。
 - ⑥ 配偶者の有無について、「有」の場合は、配偶者の氏名、電話番号、生年月日、職業（会社員、自営業等）、勤務先名、別居している場合は住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については前年）1月1日に他の市町村（特別区を含む）に住所を有していた場合は当該住所を記入してください。「無」の場合は、未婚・離婚・死亡を○で選択し、離婚・死亡の場合は年月日を記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。
 - ⑦ 請求者個人名義の、児童手当支払希望金融機関名、支店名、店番、普通口座の番号、口座の名義人（カタカナ）を記入してください。※児童手当の振り込みは、年3回で2・6・10月の15日です。（15日が金融機関の休日にあたる場合はその前営業日になります。）
 - ⑧ 養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての児童の氏名を記入してください。
 - ⑨ 請求者との続柄（子・孫等）を記入してください。子以外を養育している場合は申立書を添付してください。
 - ⑩ 児童の生年月日を記入してください。
 - ⑪ 請求者と児童の、同居・別居について該当するものを○で選択してください。別居の場合、別居している児童の個人番号（マイナンバー）を記入した別居監護申立書を添付してください。
 - ⑫ ⑪で、別居を選択した方は、児童の住所を記入してください。
 - ⑬ 請求者が、児童の生活に通常必要とされる監督・保護を行っている場合「有」に○、行っていない場合には「無」に○を付けてください。※児童手当は児童の監護を行っていることが前提で支給されます。
 - ⑭ 請求者と児童の生計関係について、児童が請求者自身の子であり、請求者がその子と生計を同じくしている場合は「同一」に○を、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合は「維持」に○を付けてください。
 - ⑮ 加入している年金を選択してください。ア、厚生年金を選択した方は、請求者の健康保険被保険者証の写しを添付するか、「年金加入証明（児童手当用）」に勤務先で証明を受け、提出してください。アを選択された方で、私立学校教職員共済、国家公務員共済、地方公務員等共済の組合員は括弧内に○を記入してください。
 - ⑯ 請求者の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）について、譲渡所得の有・無を○で選択し、扶養親族の数等を記入してください。
 - ⑰ 請求者の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入してください。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除（当該控除のみなし適用を申請する場合は、その額を控除した額）又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
 - ⑱ 請求者及び配偶者の12桁の個人番号を記入してください。個人番号を確認できるもの[個人番号カード裏面、通知カード等]と身元確認ができるもの[個人番号カード表面、運転免許証、パスポート等顔写真付公的身分証明書のうち1点又は健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等顔写真の付いていない公的機関が発行した確認書類から2点]を窓口にて提示してください。
- ※ この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって、岐阜市長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
- ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明であって、その児童が世帯主である場合はその旨、児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類。
 - ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ク 請求者が本年（1月から5月までの月分については前年）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明
 - ケ 請求者が寡婦（夫）控除のみなし適用の申請を行う場合は、児童手当における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書及びその事実を明らかにすることができる書類
- ※ 請求者又は配偶者の本年（1月から5月までの月分については前年）1月1日時点の住所が海外の場合は、パスポートの写し（顔写真のページ及び1月1日時点に海外にいたことが確認できる出入国スタンプのあるページ）を添付してください。

認定請求書の提出は、岐阜市役所子ども支援課、西部・東部・北部・南部東・南部西・日光の各事務所、福祉事務所柳津分室（柳津地域事務所）のいずれかへお願いします。

☆お問い合わせは・・・ 〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

岐阜市役所 子ども未来部 子ども支援課

Tel: 058-214-2146（直通）